

所得税の確定申告 町・県民税の申告

令和5年分の所得税を確定し、令和6年度の町・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を計算します。申告されないと国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減や減免等の優遇措置を受けることができませんので、収入が無い場合でも必ず申告してください。

安芸太田町での
所得税申告相談受付

2月16日(金)～3月15日(金)

町・県民税は、3月15日以降でも申告できます。

申告が必要な人 令和6年1月1日現在、安芸太田町に住所がある人で、次に該当する人

- 農業、商工業、不動産(地代・家賃)などの収入のあった人
- 給与を2か所以上から受けている人
- 障害者・寡婦・ひとり親の控除を受けられる人
- 年の中で退職し、その後就職していない人
- 65歳未満の人で公的年金等の収入が98万円以上の人
- 65歳以上の人で公的年金等の収入が148万円以上の人
※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告は不要ですが、各種控除を受けるには、町・県民税の申告が必要です。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者とその世帯の人
※遺族年金・障害年金・失業給費金を受け取られている人、少額収入や無収入の人も未申告とみなされるため、必ず申告をしてください。
- 所得証明、課税証明が必要な人
- 医療費の限度額適用申請を行う人

申告に必要なもの

■マイナンバーカード(=個人番号カード)

※マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類

- 通知カード又は、その写し(住所変更等がある場合は両面の写し)
- 住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)
などのうちいずれか1つ

と 身元確認書類

- 運転免許証 ■健康保険証
- 写真付の社員証や学生証
- パスポート などのうちいずれか1つ

■通帳(所得税還付がある人)

■確定申告のお知らせハガキ(税務署から送付があった人)

【給与・公的年金のある人】 ・給与、公的年金の源泉徴収票	【寄附金控除を受ける人】 ・寄附金受領書(控除証明書)	【社会保険料・生命保険料・地震保険料控除】 ・控除証明書(生命保険料、国民年金、地震保険料)
【農業のある人】 ・農業収支計算書 ・JAからの農業申告用資料	【障害者控除を受ける人】 ・身体障害者手帳、療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	【雑損控除を受ける人】 ・災害に関連して支出したものの領収書 ・保険などで補填される金額がわかるもの 等
【住宅借入金等特別控除を受ける人】 ・家屋、土地の登記簿謄本の写し ・増改築等工事証明書 ・売買契約書又は請負契約書の写し ・金融機関発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書		【医療費控除・セルフメディケーション税制を受ける人】 ・医療費控除の明細書、医療費の通知書 ・取組みを証明するための領収書、結果通知表ほか ・おむつ使用証明書(医師が発行)、おむつ使用確認書 等

～税務署からのお知らせ～ 税務署で申告の方は、下記の会場です。

対象者	所得税・消費税・贈与税などの申告をされる方
申告受付期間	2月16日(金)～3月15日(金)※土日祝を除く ※2月25日(日)に限り、相談および申告書を受付
会場	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ 11階 広島市中区基町6番78号
備考	確定申告会場への入場には整理券が必要です (申告書等の提出のみの場合は不要です。)

電子申告(e-Tax)を始めよう!

国税に関する各種手続き(届け出など)、所得税、法人税、消費税、酒税、贈与税、印紙税の申請、納税が自宅や事務所からインターネットを通じて行えます。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。